

岐阜県広域火葬計画

第1 総 則

1 目 的

この計画は、「厚生労働省防災業務計画(平成13年2月14日厚生労働省発総第11号)」に基づき、災害時等における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町村における公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図ることを目的とする。

2 定 義

この計画において「広域火葬」とは、大規模災害、武力攻撃及び新型インフルエンザ等の感染症の大流行等(以下、「大規模災害等」という。)により被災市町村の火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合(当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。)において、被災地の周辺等の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、迅速かつ円滑な火葬を行うため、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

4 県及び市町村の役割

- (1) 県は、円滑に広域火葬を実施するために、情報を一元的に管理し、提供するとともに、市町村・都道府県間の調整を行う等必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、円滑な広域火葬を実施するため、市町村内の情報収集と整理を行う。火葬場設置の市町村は県と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。

5 その他計画との関連性

- (1) この計画は、岐阜県地域防災計画、岐阜県国民保護計画及び岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画と整合性を図り、円滑な広域火葬の実施及び遺体の適正な取扱いに対応するものとする。
- (2) この計画における費用弁償は、災害救助法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の定めるところに従って行う。

第2 平常時における対策計画

1 火葬場及び連絡担当部局等の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町村及び火葬場を設置する一部事務組合に情報提供するものとする。

- (1) 県内及び近隣県(富山県、石川県、福井県、長野県、愛知県、三重県及び滋賀県をいう。以下「近隣県」という。)内の火葬場に関する名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の形式、使用燃料、周辺交通事情及びその他必要な事項
- (2) 市町村、火葬場を設置する一部事務組合及び近隣県の広域火葬に関する連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬実施組織の整備

- (1) 市町村は、災害時等の遺体の保存体制、火葬実施体制、情報伝達等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場を設置する一部事務組合は、災害時等の火葬実施体制、情報伝達等について構成市町村と協議し、あらかじめ定めておくものとする。

(3) 県は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

3 資器材等の確保及び関係事業者との協定締結

市町村は、必要に応じて次の事項に関する措置を講じておくものとする。

- (1) 災害時等に使用する遺体安置、検視に要する専用の場所の確保、棺及び遺体保存剤の確保、作業要員の確保方法並びに火葬場までの搬送手段の確保方法及び搬送経路及びその他必要な事項
- (2) 災害時等における資器材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結

4 緊急通行車両の事前届出

市町村は、災害時に遺体の搬送及び資器材の搬送に使用する車両については、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として、県公安委員会に事前に届けておくものとする。

5 情報伝達手順等の整備

県は、市町村、火葬場を設置する一部事務組合及び近隣県間の広域火葬の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手順、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

6 広域火葬の訓練

- (1) 市町村及び火葬場を設置する一部事務組合は災害の種類及び規模、作業要員の被害状況、火葬場の被害状況、周辺交通事情等、複数の被害状況を想定し、各状況に応じた広域火葬の模擬計画の作成に努めるものとする。
- (2) 県は、必要に応じて次の事項を行うものとする。
 - ア 市町村等関係者に対する広域火葬計画の周知徹底
 - イ 被害想定に応じた広域火葬訓練の実施

第3 災害等発生時における対応計画

1 広域火葬支援組織の設置

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、広域火葬支援組織を健康福祉部生活衛生課に設置（災害救助法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部が設置されている場合は同本部とする。）し、情報の収集及び被害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

2 被災状況の把握及び報告

- (1) 火葬場を設置する市町村及び一部事務組合（以下「火葬場設置市町村等」という。）は、災害等発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出勤の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。
- (2) 被災市町村は、災害等発生後、速やかに区域内の死者数の把握を行い、県に報告するものとする。
- (3) 県は、前記(1)及び(2)の報告により被害状況を把握し、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

3 広域火葬の応援・協力の要請

- (1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に対して広域火葬の応援を要請するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの応援要請又は県自らの判断により、火葬場設置市町村等及び必要に応じて近隣県に対し、広域火葬の応援依頼を行うとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。
- (3) 県は、県内及び近隣県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣県以外の都道府県（以下「その他の都道

府県」という。)への応援要請を依頼するものとする。

- (4) 県及び火葬場設置市町村等は、県内又は近隣県内で大規模災害等が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置市町村等は、厚生労働省からその他の都道府県への広域火葬の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

4 火葬場の割り振り及び調整

- (1) 県は、火葬場設置市町村等、近隣県及びその他の都道府県の広域火葬の応援承諾状況を整理し、被災市町村ごとに火葬場の割り振りを行い、これを被災市町村に通知するとともに、応援を承諾した火葬場設置市町村等、近隣県及びその他の都道府県に対し応援依頼の通知を行うものとする。
- (2) 被災市町村は、県の割り振りに基づき、遺体安置所及び遺族が保管している遺体について火葬場の割り振りを行い、応援を承諾した火葬場設置市町村等と火葬の実施方法等について詳細を調整するものとする。
- (3) 被災市町村は、被災規模、交通規制状況等の非常事態のため火葬場が限定されていること等を遺族に対して説明し、当該市町村が遺体を直接割り振られた火葬場に搬送することについて同意を得ることに努めるものとする。

5 火葬要員の派遣要請及び受入れ

- (1) 火葬場設置市町村等は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない場合は、県に対し火葬要員派遣の手配を要請するものとする。
- (2) 県は、被災した火葬場設置市町村等からの要請に基づき、他の火葬場設置市町村等又は近隣県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。
- (3) 県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは火葬要員の確保が困難であることが判明した場合は、厚生労働省に対しその旨を報告し、その他の都道府県等の応援を依頼するものとする。
- (4) 県及び火葬場設置市町村等は、県内又は近隣県内で大規模災害等が発生したときは、火葬要員の応援依頼を踏まえ速やかに応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置市町村等は、厚生労働省からその他の都道府県への火葬要員の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

6 遺体の取扱い

- (1) 死者に対する礼を失することなく、遺体の適切な取扱いをすること、並びに被災者感情にも十分考慮して行動する。
- (2) 被災市町村は、火葬の実施までに時間を要する場合には、遺体数に応じた十分な数の遺体安置所の確保、遺体の保存のために必要な物資の調達、作業要員の確保など、遺体の取扱いに関する必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 県は前記(2)の遺体の保存のために必要な物資の調達及び作業要員の確保について、被災市町村から要請があったときは、これに応ずるものとする。

7 遺体等の搬送手段の確保

被災市町村は、火葬までの遺体保存のための資器材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は緊急通行車両を用いるものとする。

なお、緊急通行車両が十分に確保できない場合は自衛隊、関係業者等の協力を県に要請するものとする。

8 相談窓口の設置

被災市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、広域火葬に関する情報提供を行うものとする。

9 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込みを受け付けるも

のとする。

10 火葬に関する特例的取扱い

- (1) 市町村及び一部事務組合は、被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。
- (2) 県は、市町村等から前記(1)に係る協議があったときは、直ちに厚生労働省に照会し、その結果を市町村等に連絡するものとする。

11 火葬状況の報告

- (1) 被災市町村は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を大規模災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。
- (2) 広域火葬を行った火葬場設置市町村等（前記(1)の報告を行った市町村を除く。）は、大規模災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区別して、県に日報として報告するものとする。
- (3) 県は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

12 引き取り者のいない焼骨の保管

被災市町村は、引き取り者のない焼骨については、引き取り者が現れるまでの間、遺骨保管所を設け保管するものとする。

附 則

この計画は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この計画は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この計画は、令和5年1月16日から適用する。